

# 令和 4 年度 栃木支部事業報告及び 保険者機能強化予算の執行状況について

**令和4年度 栃木支部事業計画実施状況（概要）**

◎計画を上回る実施状況  
○計画どおりの実施状況  
△計画を下回る実施状況

**1. 基盤的保険者機能関係**

令和4年度 栃木支部KPI	令和3年度 実績	令和4年度 目標	令和4年度 実績	令和4年度 実施状況	令和4年度 全国平均	令和5年度 目標	備考
<b>サービス水準の向上</b> 【KPI】 ① サービススタンダードの達成状況を100%とする	100%	100%	100%	○	99.90%	100%	
② 現金給付等の申請に係る郵送化率を95.5%以上とする	94.6%	95.5%	93.9%	△	95.7%	96.0%	
<b>現金給付の適正化の推進</b> 【KPI】柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上施術の申請の割合について対前年度以下とする	1.08%	対前年度 以下	0.95%	○	0.86%	対前年度 以下	
<b>効果的なレセプト点検の推進</b> 【KPI】 ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする	0.370%	対前年度 以上	0.371%	○	0.337%	対前年度 以上	
② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	5,758円	対前年度 以上	5,684円	△	7,125円	対前年度 以上	
<b>返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進</b> 【KPI】 ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする	86.78%	対前年度 以上	89.48%	○	86.27%	対前年度 以上	
② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする	68.97%	対前年度 以上	67.68%	△	54.35%	対前年度 以上	
<b>被扶養者資格の再確認の徹底</b> 【KPI】被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.4%以上とする	91.05%	93.4% 以上	90.50%	△	92.30%	94.0% 以上	

## 2. 戦略的保険者機能関係

令和4年度 栃木支部KPI	令和3年度 実績	令和4年度 目標	令和4年度 実績	令和4年度 実施状況	令和4年度 全国平均	令和5年度 目標	備考
<b>i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</b> 【KPI】	68.1%	66.8% 以上	71.9%	◎	56.4%	71.7% 以上	
① 生活習慣病予防健診実施率を66.8%以上とする							
② 事業者健診データ取得率を8.5%以上とする	7.6%	8.5% 以上	9.4%	◎	8.8%	8.6% 以上	
③ 被扶養者の特定健診受診率を33.1%以上とする	29.1%	33.1% 以上	30.9%	△	27.7%	33.2% 以上	
<b>ii) 特定保健指導の実施率の向上</b> 【KPI】	25.1%	31.5% 以上	25.0%	△	18.2%	34.5% 以上	
① 被保険者の特定保健指導の実施率を31.5%以上とする							
② 被扶養者の特定保健指導の実施率を14.0%以上とする	18.8%	14.0% 以上	19.3%	◎	15.5%	18.9% 以上	
<b>iii) 重症化予防対策の推進</b> 【KPI】受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.4%以上とする	10.6%	12.4% 以上	12.6%	○	9.9%	13.1% 以上	
<b>iv) コラボホルスの推進</b> 【KPI】健康宣言事業所数を1,220事業所以上とする	1,177事業所	1,220事業所 以上	1,325事業所	◎	-	1,330事業所 以上	
<b>広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</b> 【KPI】全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を68.0%以上とする	66.8%	68.0% 以上	70.9%	◎	50.8%	72.0% 以上	
<b>ジェネリック医薬品の使用促進</b> 【KPI】ジェネリック医薬品使用割合を年度末時点で対前年度以上とする	80.7%	対前年度 以上	82.0%	◎	81.7%	対前年度 以上	
<b>地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度に係る意見発信</b> i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ii) 医療提供体制に係る意見発信 iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信 iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ 【KPI】効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する	実施	実施	実施	○	-	実施	

## 3. 組織・運営体制関係

令和4年度 栃木支部KPI	令和3年度 実績	令和4年度 目標	令和4年度 実績	令和4年度 実施状況	令和4年度 全国平均	令和5年度 目標	備考
<b>費用対効果を踏まえたコスト削減等</b> 【KPI】一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。ただし、入札件数の見込み件数が4件以下の場合は一者応札件数を1件以下とする。	0.0%	20% 以下	0.0%	◎	-	20% 以下	契約件数：8件

## 令和 4 年度事業実施状況（栃木支部）

分野	具体的施策等	実施状況
I 基 盤 的 保 険 者 機 能 関 係	<p>1. 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いわゆる 2025 年問題をはじめとした現役世代の減少への課題に加え、今後の経済情勢が協会財政へ与える影響等について、支部評議会に必要な情報を提供し丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・加入者や事業主に協会財政への理解をより深めていただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報を発信する。</li> <li>・各審議会等の協議の場において、協会財政の安定化に資する意見を積極的に発信する。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 240 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。</p> <p>このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>2. サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。</li> </ul>	<p>1. 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支部評議会において、協会の決算に関する新型コロナ禍における特殊要因を踏まえた現状やこれまでの推移を提示するとともに、保険料率に関しても、直近の収支状況や5年収支見通し等の情報を提示し、保険料率に関する議論を行った。また、各種広報を活用し加入者・事業主に対しても決算等の協会財政に関する発信を行った。</li> <li>・地域医療構想調整会議において、医療資源の効率的な活用や外来医療のかかり方の周知等について意見発信を行った。</li> </ul> <p>2. サービス水準の向上</p>

分野	具体的施策等	実施状況
	<p>・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応するため、職員のスキルの底上げと応対力の向上を図る。</p> <p>・お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から課題を見だし、迅速に対応する。</p> <p>■ KPI : ①サービススタンダードの達成状況を 100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を 95.5%以上とする</p> <p>【具体的取組】</p> <p>①事務処理手順書に則った業務の標準化・効率化・簡素化を徹底し、現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:10日間)を遵守する。</p> <p>②加入者・事業主からのご意見や苦情等について、迅速かつ正確に支部内で情報共有し、更なるサービスの改善に結びつける。また、サービス水準向上のため、お客様満足度調査の結果に沿った支部内研修を行う。</p> <p>③事務処理誤りを防止するため、統一的処理ルール(業務マニュアルや事務処理手順書等)を遵守・徹底する。また、統一的処理ルールを遵守・徹底するという意識向上や情報共有のため、毎月ミーティング等を行う。</p> <p>④加入者が申請書等を郵送で提出できるよう、広報を行うとともに加入者の立場に立った、よりきめ細やかな電話対応・窓口対応を行う。</p> <p>⑤引き続き、電話対応に関する研修の実施や、毎月実施するミーティングを活用し制度改正等の共有を図り、加入者からの相談・照会に的確に対応するため、職員のスキルの底上げと応対力の向上を図る。</p>	<p>■ KPI : ①サービススタンダードの達成率 : 100% ②現金給付等の申請に係る郵送化率 : 93.9%</p> <p>【具体的取組】</p> <p>①毎月グループミーティングやユニットミーティングにより、現金給付等の事務処理手順の標準化の徹底や進捗管理を行い、サービススタンダードを遵守した。</p> <p>②お客様からのご意見、苦情等は、朝礼、メール、回覧、ミーティング等を活用し、職員に情報の共有化を行った。また、お客様満足度向上のための取り組みとして「電話対応チェックシート」を毎月実施した。また、チェックシートの結果は上司からフィードバックを行い、改善ポイントについて周知した。</p> <p>③勉強会、ミーティングを定期的に行い、統一的処理ルールの徹底、スキルの向上を図った。</p> <p>④郵送化率促進のため、各申請書に郵送を促す内容のスタンプを押印した。また、電話対応の際に郵送での案内を徹底した。</p> <p>⑤ユニットミーティング等を活用し制度改正等の共有を図り、加入者からの相談・照会に対応するため、職員のスキルの向上を図った。</p>

分野	具体的施策等	実施状況
	<p>3. 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットの広報並びに地域の医療機関に申請書を配置する等により利用促進を図る。</li> <li>・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。</li> </ul> <p>【具体的取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①医療機関窓口への限度額適用認定申請書の設置依頼を引き続き行う。</li> <li>②医療機関の担当者が制度説明を容易にできるようにするため、支部で作成した限度額適用認定申請に係るチラシ等を積極的に活用する。</li> <li>③オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度の広報を行っていく。</li> </ol> <p>4. 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。</li> <li>・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。</li> <li>・不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、支部の保険給付適正化PTを効果的に活用し、事業主への立入検査を積極的に行う。</li> </ul> <p>【具体的取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①事務処理手順書に則った業務の標準化・効率化・簡素化を徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。</li> </ol>	<p>3. 限度額適用認定証の利用促進</p> <p>【具体的取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①窓口限度額適用認定申請書の設置している医療機関の依頼に応じ、限度額適用認定申請書を送付した。</li> <li>②高額療養費等の問い合わせがあった時に、限度額適用認定証の案内を合わせて行った。</li> <li>③限度額適用認定証の広報を事業主・加入者向け広報誌5月号及び健康保険委員向け広報誌10月号へ掲載し実施した。</li> </ol> <p>4. 現金給付の適正化の推進</p> <p>【具体的取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①毎月グループミーティングやユニットミーティング等により現金給付等の事務処理手順の標準化の徹底を図り、サービススタンダードを</li> </ol>

分野	具体的施策等	実施状況
	<p>②資格取得から請求までの期間が短期間である場合、療養担当者意見欄、レセプト等の内容確認と併せて、年金事務所と連携のうえ、資格取得が適正かどうかの確認を行う。</p> <p>③不正請求の疑いのある申請に対しては、重点的な審査を行うとともに、保険給付適正化PTを効果的に活用し、年金事務所と連携のうえ、事業主への立入検査を積極的に行う。</p> <p>④システムで抽出される障害及び老齢年金との併給調整対象者について、事務処理手順書に則り抽出後3カ月以内に併給調整処理を確実にを行う。</p> <p>⑤傷病手当金支給後の併給調整を減少させるため、同一傷病による障害年金との併給調整及び、資格喪失後の老齢年金との併給調整に関する広報を積極的に行う。</p> <p>⑥傷病手当金と労災保険の休業補償給付との適正な併給調整のため、事務処理手順書に則った進捗管理を徹底する。また、休業補償との併給調整に関する広報を積極的に行う。</p> <p>5. 効果的なレセプト内容点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上に取り組む。</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、</p>	<p>遵守した。</p> <p>②資格取得後3ヶ月以内の傷病手当金、資格取得後6ヶ月以内の出産手当金については、雇用契約書等を確認することにより資格取得が適正かどうか重点的に審査を行った。</p> <p>③保険給付適正化PTにおいて、支給の適否を適切に判断した。なお、立入検査の実施はなかった。</p> <p>④システムで抽出される障害及び老齢年金との併給調整対象者について、事務処理手順書に則り抽出後3ヶ月以内に併給調整処理を速やかに行った。</p> <p>⑤傷病手当金支給後の併給調整を減少させるため、同一傷病による障害年金との併給調整及び、資格喪失後の老齢年金との併給調整に関して、年金請求中の対象者に対しチラシを送付した。</p> <p>⑥傷病手当金と労災保険の休業補償給付との適正な併給調整のため、3ヶ月毎に労働基準監督署へ照会を行い、事務処理手順書に則った進捗管理を徹底した。</p> <p>5. 効果的なレセプト内容点検の推進</p>

分野	具体的施策等	実施状況
	<p>医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた（※）。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>（※）電子レセプトの普及率は 98.8%（2020 年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。</p> <p>■ KPI: ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする  （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額  ②協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする</p> <p>【具体的取組】</p> <p>①内容点検については、PDCA サイクルにより査定額向上を図り、特に、高点数レセプトの点検に注力して、社会保険診療報酬支払基金の一次審査と合算したレセプト点検の査定率及び協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を前年度以上とする。</p> <p>②レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効果的な点検を実施するため、外部講師による研修、他支部との勉強会等を実施して、点検員のスキルアップを図る。</p> <p>6. 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所が 3 部位以上）かつ頻回（施術日数が月 15 日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照</li> </ul>	<p>■ KPI: ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率：0.371%※令和 3 年度：0.370%</p> <p>②支部の再審査レセプト 1 件当たりの査定額：5,684 円※令和 3 年度：5,758 円</p> <p>【具体的取組】</p> <p>①内容点検は、内容点検行動計画により、毎月の進捗管理の検証と対策を行い、査定率の向上に努めた。また、KPI 達成のため、支払基金と定期的・継続的に協議を行い連携強化を図った。</p> <p>②審査医師（歯科医師、薬剤師）による勉強会を実施及び WEB 研修を行い、点検員のスキルアップを図った。</p> <p>6. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p>



分野	具体的施策等	実施状況
	<p>会を強化する。</p> <p>なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封する等、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会等、審査手順の標準化を推進する。</li> <li>・厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。</li> </ul> <p>■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする</p> <p>【具体的取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①柔道整復施術療養費における加入者への文書照会については、多部位施術（3 部位以上）または頻回傾向施術（1 カ月あたり 10 回以上）の申請に対象範囲を拡大し照会を行う。</li> <li>②柔道整復施術療養費について、12 ヶ月間に 10 ヶ月以上の支給記録があり、初検日が複数回動いている加入者に対し照会を行う。</li> <li>③あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会等、審査手順の標準化を図っていく。</li> <li>④加入者への文書照会の結果、不正請求の疑いが強いものについては、保険給付適正化 P T を効果的に活用し、厚生局への情報提供を積極的に行う。また、情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。</li> <li>⑤加入者に対し、柔道整復施術療養費、あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費についての適正な受診に関する広報を行う。</li> </ol>	<p>■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合 0.95% ※令和 3 年度：1.08%</p> <p>【具体的取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①加入者への文書照会については、多部位施術（3 部位以上）または頻回傾向施術（1 カ月あたり 10 回以上）の申請に対象範囲を拡大し照会を行った。</li> <li>③本部から示されている、マニュアル等に基づく標準化による審査を徹底した。</li> <li>④不正請求の疑いが強いものについては、面接指導を行い、施術記録の確認や適正な保険請求の指導を行った。また、厚生局への情報提供を行う案件はなかった。</li> <li>⑤事業主・加入者向け広報誌 6 月号において、適正受診に関する内容を掲載した。</li> </ol>

分野	具体的施策等	実施状況
	<p>7. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。</li> <li>・未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。</li> <li>・債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>また、令和3年10月から、これまで保険者間調整（※1）により返納（回収）されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス（※2）の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>（※1）資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）</p> <p>（※2）社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。</p>	<p>7. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p>

分野	具体的施策等	実施状況
	<p>■ KPI:①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ②返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする。</p> <p>【具体的取組】</p> <p>①広報媒体や研修会等を通じて、資格喪失時の保険証回収に係る周知を行うとともに、日本年金機構、社会保険労務士会等へ保険証早期回収の依頼を行う。</p> <p>②未返納の多い事業所データを活用し、資格喪失届提出時に保険証の添付がない事業所に対して、保険証回収及び早期返納に係る注意喚起を文書等にて行う。</p> <p>③文書・電話・訪問による催告を強化し、返納金債権の早期回収を図るとともに、費用対効果を踏まえた法的手続きを実施する。</p> <p>④資格喪失後による返納金債権については、国民健康保険との保険者間調整を積極的に活用し、確実な債権回収を行う。</p> <p>8. 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。</li> <li>・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。</li> </ul>	<p>■ KPI:①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率:89.48% ※令和3年度:86.78% ②返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率:67.68% ※令和3年度:68.97%</p> <p>【具体的取組】</p> <p>①・「協会けんぽとちぎ」「社会保険とちぎ」等の広報媒体を活用して保険証回収にかかる周知に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本年金機構に対し保険証回収を徹底するよう依頼した。また、あわせて保険証が添付されていない場合は、事業所より被保険者証回収不能届の提出を求めるよう依頼した。</li> <li>・社会保険労務士会の会報誌に保険証回収にかかるチラシを同封し、早期回収の依頼を行った。(令和4年8月)</li> </ul> <p>②資格喪失届提出時に保険証が添付されていない事業所に対し、資格喪失時の保険証回収に係る注意喚起を文書(818件)及び訪問(6事業所)にて行った。</p> <p>③返納金債権の早期回収のため、文書・電話による催告を強化するとともに、法的手続きによる回収を行った。(41件)</p> <p>④資格喪失後受診による返納金債権については、市町村国保との保険者間調整を積極的に活用し、確実な債権回収を行った。(386件)</p> <p>8. 被扶養者資格の再確認の徹底</p>

分野	具体的施策等	実施状況
	<p>・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。</p> <p>■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 93.4%以上とする</p> <p>【具体的取組】</p> <p>①マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。</p> <p>②未提出の事業所に対して、早期に文書や電話、訪問による勧奨を行う。</p> <p>③未送達事業所については、年金事務所から事業所情報の提供を受け、再送付を行う。それでもなお、所在不明の事業所については、年金事務所等へ実態調査の依頼を行う。</p> <p>④高齢者医療制度納付金等に係る拠出金の算定方法が毎月の加入者の人数等に応じて算出されることから提出された被扶養者異動届については、届書の内容確認、年金事務所への引き継ぎを速やかに行う。</p> <p>9. オンライン資格確認の円滑な実施</p> <p>・マイナンバーカードの健康保険証としての利用推進に向けて広報を実施する。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。</p> <p>10. 業務改革の推進</p> <p>・現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務</p>	<p>■ KPI：被扶養者資格の確認書の提出率：90.5%</p> <p>【具体的取組】</p> <p>①マイナンバーを活用し、「同居」「別居」などの情報をリストに記載し被扶養者資格再確認を実施した。</p> <p>②未提出事業所に対し、電話による勧奨を行った。</p> <p>③未送達事業所については、事業所に電話による送付先の確認を行った。送付先の確認が取れなかった事業所は、年金事務所から事業所情報の提供を受け、再送付を行った。それでもなお、所在不明の事業所については、事業主の住所に送付し、未送達事業所の削減に努めた。</p> <p>④提出された被扶養者異動届については、届書の内容確認、年金事務所への引き継ぎを速やかに行った。</p> <p>9. オンライン資格確認の円滑な実施</p> <p>・納入告知書同封チラシ5月号、メールマガジン7月号及び10月号にマイナンバーカードを保険証登録することによるメリットを掲載した広報を実施。</p> <p>10. 業務改革の推進</p>

分野	具体的施策等	実施状況
	<p>処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。</p> <p>・職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。</p> <p><b>【困難度：高】</b></p> <p>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p> <p><b>【具体的取組】</b></p> <p>① 業務マニュアルや事務処理手順書に基づく統一的な事務処理を遵守・徹底する。</p> <p>② 統一的な事務処理を遵守・徹底するという意識向上や情報共有のため、毎月ミーティング等を行い、現金給付等の業務処理手順の更なる標準化・効率化・簡素化を徹底する。</p> <p>③ 職員の知識レベルや処理速度を随時確認し、多能化と生産性向上を目的とした人材育成計画に基づき、業務担当ごとのユニットの編成、及び日々の業務の割振りを実施する。</p> <p>④ 経験の浅い職員に対し、OJTによる研修に加え、勉強会を毎週実施しスキルレベルの底上げを図る。</p>	<p><b>【具体的取組】</b></p> <p>① グループミーティングを利用し、統一的な事務処理について、整理し周知を図った。また、ユニットミーティングで事務処理手順書に基づく統一的な事務処理を遵守・徹底の周知を行った。</p> <p>② 毎月グループミーティングを実施し現金給付等の事務処理手順の標準化の徹底を図った。</p> <p>③ 職員の知識レベルや処理速度を随時確認し、多能化と生産性向上を目的とした人材育成計画を立て、業務担当ごとのユニットを編成。月次で進捗を確認の上、次月の目標を設定し、日々の業務の割振りを実施した。</p> <p>④ 経験の浅い職員に対し、OJTによる研修に加え、ユニットミーティングなどを活用しスキルレベルの底上げを図った。</p>

分野	具体的施策等	実施状況
II 戦 略 的 保 険 者 機 能 関 係	<p>1. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <p>「特定健診・特定保健指導の推進」、「重症化予防の対策」、「コラボヘルスの取組」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。</p> <p>上位目標：健康経営の考え方を普及し、保健指導の徹底、健診受診率アップによりメタボリックシンドローム該当者および予備群に該当する者を25%減らす。（2017年度メタボリックシンドローム該当者15.8%、予備群13.4%から2026年度に向けて該当者11.9%、予備群10.1%とする）～メタボリックシンドローム起因の疾病を予防する～</p> <p>（1）特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ KPI：①生活習慣病予防健診実施率を66.8%以上とする</li> <li style="padding-left: 20px;">②事業者健診データ取得率を8.5%以上とする</li> <li style="padding-left: 20px;">③被扶養者の特定健診実施率を33.1%以上とする</li> <li>■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：218,898人）             <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防健診 実施率 66.8%（実施見込者数：146,250人）</li> <li>・事業者健診データ 取得率 8.5%（取得見込者数：18,500人）</li> </ul> </li> <li>■ 被扶養者（実施対象者数：57,436人）             <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査 実施率 33.1%（実施見込者数：19,012人）</li> </ul> </li> </ul> <p>【具体的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆生活習慣病予防健診             <ul style="list-style-type: none"> <li>①生活習慣病予防健診未利用事業所へ、定期健康診断からの切り替えを促すよう健診機関からの受診勧奨を実施する。</li> </ul> </li> </ul>	<p>1. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <p>（1）特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ KPI：①生活習慣病予防健診実施率：71.9%</li> <li style="padding-left: 20px;">②事業者健診データ取得率：9.4%</li> <li style="padding-left: 20px;">③被扶養者の特定健診受診率：30.9%</li> <li>●被保険者（40歳以上）（受診対象者数：223,342人）             <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防健診 実施率 71.9%（実施者数：160,660人）</li> <li>・事業者健診データ 取得率：9.4%（取得者数：21,016人）</li> </ul> </li> <li>●被扶養者（受診対象者数：52,871人）             <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査 実施率：30.9%（実施者数：16,357人）</li> </ul> </li> </ul> <p>【具体的取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆生活習慣病予防健診             <ul style="list-style-type: none"> <li>①生活習慣病予防健診未利用事業所へ、健診実施機関による生活習慣病予防健診の受診勧奨（DM、電話、訪問）を実施（約3,000社へ勧奨実施。9機関が参加）。また、事業者健診データ取得の業務委託に併せ、</li> </ul> </li> </ul>

分野	具体的施策等	実施状況
	<p>②生活習慣病予防健診の受診者数増加のため、健診機関毎に目標値を設定し、健診機関による受診勧奨を促す。</p> <p>③生活習慣病予防健診の利点を伝え、利用を促すことを目的に、小規模事業所の加入者個人を対象に受診勧奨を行う。</p> <p>④新規適用事業所へ健診案内送付後、制度説明及び受診確認の電話勧奨を実施し、生活習慣病予防健診受診の定着を促す。</p> <p>◆事業者健診データ取得</p> <p>⑤同意書取得済み事業所の健診機関情報を再確認し、効果的に事業者健診結果データの取得・管理を行う。また、労働局・栃木県との連名による同意書新規取得を継続して行う。</p> <p>⑥健診結果作成についての契約を締結していない健診機関・医療機関へ契約締結の働きかけを行い、データ取得に結び付ける。また、検査・問診の必須項目不足によりデータ取得に至らない健診機関へは、全項目実施を事業所へ案内するよう働きかける。</p> <p>⑦健診実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業界団体に対しては、事業主・健診機関・保険者（3者間）による新たな提供・運用スキームを用いる等、事業者健診結果データの提供等について積極的に働きかける。</p> <p>◆被扶養者の特定健診</p> <p>⑧身近な受診機会である市町の集団健診を最大限に利用していただく</p>	<p>生活習慣病予防健診への切り替えを依頼した。</p> <p>②健診機関毎に前年度実績以上等の目標を設定し、上回った場合にインセンティブ（健診推進費）を支払うことで健診機関による積極的な受診勧奨を促した。40 機関中 37 機関が参加し 21 機関が目標を達成した。</p> <p>③生活習慣病予防健診の利点を伝え、利用を促すことを目的に、小規模事業所（被保険者 10 人以下）の未受診者個人宛に、受診勧奨リーフレットを個別送付。（12 月実施：43,660 件）</p> <p>④新規適用事業所へ定期的に健診案内送付後、制度説明及び受診確認を外部委託事業者により電話勧奨を実施（1,150 件）。</p> <p>◆事業者健診データ取得</p> <p>⑤外部委託事業者による、栃木支部・労働局との連名通知等を約 1,100 社へ送付し、データの提供依頼（DM、電話勧奨）を実施。また、同意書の提出がない事業所に対しては、同意書及び健診結果データの提供勧奨を実施（約 2,200 社）。（データ取得実績：4,191 件）</p> <p>⑥健診結果作成についての契約を締結している健診機関に対しては、提出状況の進捗管理を徹底し、着実な取得へと結びつけた。健診項目不足によりデータ取得に至らない健診機関に対しては、労安法に基づく健診項目を適切に実施するよう随時働きかけた。</p> <p>⑦事業者健診結果データの提供をいただけていない中・大規模の事業所 17 社に対して個別訪問による取得勧奨を実施。（データ取得実績：2,156 件）</p> <p>◆被扶養者の特定健診</p> <p>⑧年度当初並びにその後の新規加入扶養者への受診券発送時、栃木県内</p>

分野	具体的施策等	実施状況
	<p>よう、市町毎の健診日程を受診券に同封して周知する。</p> <p>⑨経済団体や地方自治体と連携し、市町のがん検診と合わせた集団健診等を実施する。</p> <p>⑩支部独自の集団健診（オプション健診）の場を県内全域をカバーするように設け、特に受診率の低い地域に対して、周辺地区における集団健診の回数を増やし、ナッジ理論を用いた案内文書送付により受診者アップを図る。</p> <p>⑪被扶養者で定期健康診断を受診している場合に、受診券を使用して特定健診として実施できるよう健診機関に働きかけ実施方法を検討する。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p> <p>（2）特定保健指導の実施率及び質の向上</p> <p>■ KPI：①被保険者の特定保健指導の実施率を 31.5%以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を 14.0%以上とする</p>	<p>在住市町毎に各市町の集団健診日程表を同封し周知することにより、受診しやすい環境を整えた。</p> <p>⑨県内全市町での集団健診を市町との連携のもと実施した。 特に、宇都宮市との合同健診を年 2 回実施、他 4 市と集団健診日程の再案内を実施した。</p> <p>⑩オプション健診を県内各地で 117 回実施。ナッジ理論を用いた着目されやすい案内となるよう工夫し、4,305 名（集計中：対前年度比 100.2%）が受診した。また、近隣支部と連携し、他県在住者の栃木支部加入者に対する受診勧奨を実施した。</p> <p>⑪定期健康診断では保険証の確認が必須ではなく、健診機関側で協会けんぽの被扶養者であるかの判別が困難なため、受診券の効果的な利用勧奨方法を検討。</p> <p>（2）特定保健指導の実施率の向上</p> <p>■ KPI：①被保険者の特定保健指導の実施率：25.0% ②被扶養者の特定保健指導の実施率：19.3%</p>



分野	具体的施策等	実施状況
	<p>■ 被保険者（特定保健指導対象者数：33,774人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導 実施率 31.5%（実施見込者数：10,632人） （内訳）協会保健師実施分 15.7%（実施見込者数：5,300人） アウトソース分 15.8%（実施見込者数：5,332人）</li> </ul> <p>■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,787人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導 実施率 14.0%（実施見込者数：250人） （内訳）協会保健師実施分 6.7%（実施見込者数：120人） アウトソース分 7.3%（実施見込者数：130人）</li> </ul> <p>【具体的取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 健診実施機関による特定保健指導をより一層推進するため、毎月の進捗管理の徹底とともに、四半期ごとに目標件数と実施状況を確認し、乖離の大きい場合は訪問等でヒアリング、助言等を行う。</li> <li>② 外部委託機関との連携強化のため、委託機関の保健指導担当者との意見交換の場を設け情報共有を図る。</li> <li>③ 健康宣言を行っている事業所には、健康経営の取組の一環として保健指導の実施が定着するよう、事業所に訪問のうえ、事業主・経営層に働きかけを行う。</li> <li>④ 被扶養者の保健指導については、支部主催の集団健診の機会を最大限に活用して実施する。また、支部健康相談室に加え、各地域での来所相談の場を設ける等、対象者が利用しやすい環境を整える。</li> <li>⑤ 保健指導対象者の更なる利便性の向上を図るため、ICT技術を活用する。</li> </ol>	<p>● 被保険者（実施対象者数：35,612人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施率：25.0%（実施者数：8,891人） （内訳）協会保健師実施分 8.5%（実施者数：3,016人） アウトソース分 16.5%（実施者数：5,875人）</li> </ul> <p>● 被扶養者（受診対象者数：1,370人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施率：19.3%（実施者数：265人） （内訳）協会保健師実施分 9.5%（実施者数：131人） アウトソース分 9.8%（実施者数：134人）</li> </ul> <p>【具体的取組み】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 健診機関において計画した実施計画件数に対して四半期ごとに実績を集計、その達成度に応じて今後の取り組み目標等のフィードバックを行い、実施体制の整備・強化を働きかけた。（13 委託医療機関）また、健診機関ごとの取り組み内容（好事例）を共有するため、特定保健指導担当者会議を2月に開催した。</li> <li>② 外部委託専門機関とは定期的にリモートによる意見交換を行い、委託医療機関からは問合せ等の対応を随時行った。</li> <li>③ 健康宣言事業所の保健指導対象者に対しては、支部から積極的に利用勧奨を行い、自営により特定保健指導を実施した。（延べ 468 事業所 1,687 名実施）</li> <li>④ 被扶養者の保健指導については、オプション健診等当日の保健指導実施を健診機関に働きかけ、健診機関で実施できない場合は、支部の保健師等により実施した。</li> <li>⑤ 新型コロナウイルス感染症発生のため外部者の立ち入りが制限されている施設や、業務の都合等により対面による面談が困難な事業所に対しては、積極的に ICT 面談による特定保健指導を実施するなど、利便性の向上を図った。（8 社 81 名に実施）</li> </ol>

分野	具体的施策等	実施状況
	<p>⑥保健指導を担う人材育成については、対象者に響く質の高い保健指導の実施、要治療者への確実な受診勧奨、糖尿病重症化予防の推進等、各々に必要な知識・スキルを身に着けるため、支部所属保健師・管理栄養士の研修内容の充実を図り、個人の実績に基づいた育成を行う。</p> <p>【重要度：高】            特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】            健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。</p> <p>なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。</p> <p>（3）重症化予防対策の推進</p> <p>■ KPI：受診勧奨後、3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.4%以上とする</p> <p>【具体的取組】</p> <p>①本部からの一次勧奨通知発送後に、外部委託事業者を活用した電話並びに文書による受診勧奨を実施する。</p>	<p>⑥支部内研修会を活用し、対象者に響く質の高い保健指導の実施、要治療者への確実な受診勧奨、糖尿病重症化予防の推進など、グループワーク等を通じ、保健指導に必要な質の向上を図った。また、栃木県、各種学会の研修参加者から全保健指導者への伝達研修を行い、広い知識の習得にも努めた。</p> <p>（3）重症化予防対策の推進</p> <p>■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合12.6%（勧奨実施数8,238人、受診者数1,037人）</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①委託事業者による文書勧奨送付後に、事業所を通じた電話勧奨を行い、受診の必要性を直接対象者に訴えた。なお、勧奨文書については栃木県医師会との連名とし、受診の必要性を訴求した内容とした。（勧奨実施者：8,238人）</p> <p>他支部加入者に対する電話勧奨については、支部保健指導担当者に</p>

分野	具体的施策等	実施状況
	<p>②二次勧奨域の該当者には、健診結果に受診勧奨文書を同封することや、医師会との連名による文書勧奨を行うことで、より早期の受診を促す。</p> <p>③特定保健指導の対象者のうち、医療機関への受診が必要な方に対しては、初回面談や継続支援時に受診勧奨を実施する。</p> <p>④糖尿病重症化予防については、栃木県糖尿病重症化予防プログラムに則り、健診データやレセプト情報から該当者を抽出し、保健指導を実施する。また、郡市医師会や栃木県保険者協議会と連携して効果的な事業を進める。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p> <p>(4) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・とちぎ健康経営宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、宣言からフォローアップまでのプロセス及びコンテンツの観点から、健康宣言の標準化を行い、家族を含めた事業所における健康づくりを推進するよう、事業所支援等を拡充する。</li> <li>・保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタル</li> </ul>	<p>よる受診勧奨を実施した。(支部電話勧奨実施者：310人)</p> <p>電話受診勧奨については事業所を通しての架電であるため、支部保健指導担当者が事業所訪問する際に、事業主等に対し健診結果に基づく受診の必要性等の説明を行い、要治療者への受診勧奨について理解・協力を得るよう取り組んだ。(実施件数：462件)</p> <p>②健診実施機関からの健診結果送付に、健診実施機関が独自に作成した勧奨文書並びに協会から提供したリーフレットを同封することにより、より迅速な受診を促した(契約健診実施機関：18機関)。</p> <p>(勧奨実施者：1,202人)</p> <p>③特定保健指導の対象者のうち、医療機関への受診が必要な方に対しては、初回面談や継続支援を通して受診勧奨を実施した。</p> <p>(勧奨実施者数：556人)</p> <p>④糖尿病重症化予防については、栃木県糖尿病重症化予防プログラムに則り、対象者を抽出し利用案内を送付、プログラム参加者1人と保健指導を実施した。</p> <p>(4) コラボヘルスの推進</p>

分野	具体的施策等	実施状況
	<p>ヘルス予防対策を推進する。</p> <p>【重要度：高】 超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を 1, 220 事業所以上とする</p> <p>【具体的取組】</p> <p>①とちぎ健康経営宣言事業所の拡大およびフォロー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協定を締結している生命保険会社・損害保険会社や経済団体と連携し、健康宣言事業所数を拡大させる。</li> <li>・健診実施率等の実績が高い事業所に対し、積極的に文書・電話・訪問等により、健康宣言への働きかけを行う。</li> <li>・健康経営への取組の評価あるいは健康経営に取り組む必要性を事業主に理解していただくため、事業所訪問等により事業所カルテ等を提供する。</li> <li>・健康宣言の標準化に基づき令和 3 年度に見直した宣言項目について、見直し前に宣言をした事業所に対して、切替を図る。</li> <li>・健康経営に積極的に取り組む事業所の取組事例集を制作し、取組の具体例を提供する。</li> </ul>	<p>■ KPI：健康宣言事業所数：1, 325 事業所 （新規宣言事業所数：154 事業所）</p> <p>【具体的取組】</p> <p>① とちぎ健康経営宣言事業所の拡大およびフォロー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクサ生命保険会社主催の健康経営セミナーに参画し、健康宣言事業所数の拡大につなげた。</li> <li>・とちぎ健康経営宣言事業所に事業所カルテ等を提供。</li> <li>・事業所カルテやとちぎ健康経営事業所認定の案内に宣言内容の切替に関する案内を同封し、健康宣言の標準化を図った。 （切替済事業所数：382 事業所 切替率：28. 8%）</li> <li>・健康経営に積極的な事業所 12 社の取組を掲載した健康経営取組事例集を作成し、とちぎ健康経営宣言事業所へ提供。</li> <li>・健康経営宣言事業所に対する健康づくりサポートの定期的な発行。 （4 月：喫煙対策 7 月：睡眠の質 10 月：栄養バランス 1 月：運動習慣）</li> </ul>

分野	具体的施策等	実施状況
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講師派遣、オンライン、ビデオ・オン・デマンド、DVDを活用した身体活動やメンタルヘルスケアのための健康セミナーを提供する。</li> <li>・関係団体と連携し、経済産業省の「健康経営優良法人認定制度」のフォローを実施する。</li> </ul> <p>②とちぎ健康経営事業所認定制度の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栃木県及び健康保険組合連合会栃木連合会と協働し、従業員等の健康管理や健康増進に積極的に取り組む事業所を「とちぎ健康経営事業所」として認定する。</li> </ul> <p>③効果検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所における健康経営の取組を振り返るアンケート及び健診結果による健康リスク等を集計し効果を検証する。</li> </ul> <p>④メンタルヘルス予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業保健総合支援センターや協定を締結している生命保険会社・損害保険会社との連携を検討し、事業所のメンタルヘルス予防対策を推進する。</li> </ul> <p>2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「①協会の概要・財政状況」「②申請手続き」「③医療費適正化への取組」「④健康づくり」を主な広報テーマとし、本部で作成した全支部共通の広報資材も活用しつつ、事業主、加入者へ引き続き分かりやすくタイムリーな情報を発信する。</li> <li>・学齢期、若年期より、「上手な医療のかかり方」の理解の促進や健康教育を通じたヘルスリテラシーの向上に取り組む。</li> <li>・過去の広報の実施結果等を踏まえ、広報手法の見直しや広報資材の改善、拡充を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・とちぎ健康経営宣言事業所に対し、講師派遣やオンライン、VODやDVDを活用した身体活動増加や禁煙対策、メンタルヘルスケアなどのための健康セミナーを提供。 (実績：講師派遣10件 オンライン等73件)</li> </ul> <p>②栃木県及び健康保険組合連合会栃木連合会と協働し、とちぎ健康経営事業所の認定を実施。(認定事業所数：178事業所 申請数：218事業所)</p> <p>③取組み状況アンケート及びチェックシートの提出があった523社の集計を行い、令和5年度事業の検討に活用。</p> <p>④産業保健総合支援センターと連携し、健康保険委員向けの研修動画に講師を派遣してもらい「職場のメンタルヘルス対策」に関する動画を作成のうえ、Zoomにて配信。</p> <p>2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p>

分野	具体的施策等	実施状況				
	<p>・健康保険委員の委嘱拡大に向けた取組を強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌等を通じた情報提供を実施する。</p> <p>■ KPI: 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 68.0%以上とする</p> <p>【具体的取組】</p> <p>① 定期広報誌（協会けんぽ栃木支部からのお知らせ、社会保険とちぎ、協会けんぽとちぎ）やホームページ、メールマガジン等を活用し、「①協会の概要・財政状況」、「②申請手続き」、「③医療費適正化への取組」、「④健康づくり」を柱とした広報を実施することで、協会の事業や医療費適正化、健康づくりの理解を促進する。</p> <p>② マスメディアへの情報提供により、各種メディアを通じた広報を実施する。</p> <p>③ 令和3年度に実施したインセンティブ広報実施結果を踏まえ、広報手法等を検討し、インセンティブ広報を実施する。</p> <p>④ YouTube 広告を活用し、「上手な医療のかかり方」について、幅広い層へ周知し、加入者の医療費適正化における理解を促進する。</p>	<p>■ KPI: 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合：70.9%</p> <p>【具体的取組】</p> <p>① 広報委員会を毎月開催し、各グループの情報を共有したうえで、広報計画に則り、定期広報誌やホームページ、メールマガジン等を活用し、効果的な広報を実施。</p> <p>② 定期的にマスメディアへのプレスリリース等を実施し、新聞記事の掲載を通じた広報を実施。（4月：インセンティブ、5月：共同研究、9月：とちぎ健康経営事業所認定制度、1月：令和5年度健康保険料率、2月：インセンティブ、3月：令和5年度健康保険料率）</p> <p>③ 加入者及び事業主に対し広くインセンティブ制度の仕組みや意義等の周知をするため、ランディングページを公開・改修し、併せて新聞広告やWEB 広告を実施。</p> <table border="1" data-bbox="1249 1145 2078 1342"> <tr> <td>令和5年2月28日</td> <td>下野・日本経済新聞記事下広告</td> </tr> <tr> <td>令和5年2月1日～ 令和5年3月10日</td> <td>Web 広告 ・表示回数：27,549,798回 ・クリック(LPへ移動)回数：30,539回</td> </tr> </table> <p>④ 上手な医療のかかり方に着目した YouTube 広告「病院時間外受診の抑制」、「子ども医療電話相談周知」、「受診料について」の配信。</p>	令和5年2月28日	下野・日本経済新聞記事下広告	令和5年2月1日～ 令和5年3月10日	Web 広告 ・表示回数：27,549,798回 ・クリック(LPへ移動)回数：30,539回
令和5年2月28日	下野・日本経済新聞記事下広告					
令和5年2月1日～ 令和5年3月10日	Web 広告 ・表示回数：27,549,798回 ・クリック(LPへ移動)回数：30,539回					

分野	具体的施策等	実施状況															
	<p>⑤商工会議所等、関係団体の機関誌へ広報記事の定期掲載を実施する。</p> <p>⑥学齢期から健康教育に取り組んでもらうため、栃木県内小学校の高学年に向けた、生活習慣病や医療費適正化に関する動画や冊子を制作する。</p> <p>⑦新生児がいる世帯に対し、ジェネリック医薬品や適正受診等の医療費適正化に関する情報提供を行うことで親世代の理解を促進する。</p> <p>⑧事業所へ文書、電話、訪問による健康保険委員の委嘱及びメールマガジンの登録勧奨を実施する。</p> <p>⑨YouTube等の動画を活用した研修を実施するとともに、本部で作成した健康保険給付制度や申請書の書き方、保健事業等について掲載した「総合パンフレット」等を提供することで、健康保険委員活動の活性化を図る。</p> <p>3. ジェネリック医薬品の使用促進                      &lt;課題分析&gt;                      ・本部作成の「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に</p>	<p>累計再生回数：148,681回（視聴率：24.1%）</p> <p>⑤栃木県商工会議所議員大会冊子の広告欄にとちぎ健康経営事業所に関する広報を掲載。</p> <p>⑥学齢期から健康教育に取り組んでもらうための健康情報冊子を作成し、宇都宮市及び茂木町の小学校へ配布。                      （配布件数：宇都宮 69校 茂木町 4校）</p> <p>⑦適正受診の行動を促すため、0歳児がいる家庭に対し医療費（福祉医療助成制度）に関する情報、お薬手帳カバー（アンパンマン「#8000」を提供した。（1,976件）</p> <p>⑧新規適用事業所に対する勧奨 2,756件（再勧奨含）                      中小規模事業所に対する勧奨 9,693件                      健康保険委員 新規登録事業所数：1,997件</p> <table border="1" data-bbox="1256 807 1928 956"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年3月末</th> <th>令和5年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カバー率</td> <td>66.8%</td> <td>70.9%</td> </tr> <tr> <td>累計事業所数</td> <td>8,397社</td> <td>10,221社</td> </tr> </tbody> </table> <p>メールマガジン 新規登録者数：2,034件</p> <table border="1" data-bbox="1256 1007 1912 1106"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年3月末</th> <th>令和5年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配信件数</td> <td>7,006件</td> <td>8,487件</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑨本部が作成した「協会けんぽ GUIDE BOOK」と「協会けんぽ GUIDE BOOK 申請書の書き方」を健康保険委員に送付し、健康保険委員活動の活性化を図った。</p> <p>3. ジェネリック医薬品の使用促進</p>		令和4年3月末	令和5年3月末	カバー率	66.8%	70.9%	累計事業所数	8,397社	10,221社		令和4年3月末	令和5年3月末	配信件数	7,006件	8,487件
	令和4年3月末	令和5年3月末															
カバー率	66.8%	70.9%															
累計事業所数	8,397社	10,221社															
	令和4年3月末	令和5年3月末															
配信件数	7,006件	8,487件															

分野	具体的施策等	実施状況
	<p>取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。</p> <p>＜医療機関・薬局へのアプローチ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等の情報提供ツールを活用して、医療機関・薬局に対する働きかけを継続する。</li> </ul> <p>＜加入者へのアプローチ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、若年層への重点的な広報等を実施する。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度以上とする （※）医科、DPC、歯科、調剤</p> <p>【具体的取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①ジェネリックカルテや年齢別、地域別、医療機関別の使用割合等のデータを用い、また、医療機関及び保険薬局へ訪問すること等により情報収集を行い、支部の課題を把握する。</li> <li>②ジェネリック情報提供ツールを活用し、医療機関及び保険薬局へ訪問及び文書による働きかけを行う。</li> </ol> <p>また、医療機関あて情報提供文書を栃木県保健福祉部長と栃木支部長の連名、薬局あて文書においては栃木県薬剤師会長を含め 3 者連名で送付</p>	<p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）：82.0%（R4.3：80.7%） （※）医科、DPC、調剤、歯科における使用割合</p> <p>【具体的取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①ジェネリックカルテや年齢別・地域別・医療機関別の使用割合等のデータを分析し、栃木県薬務課へ訪問することにより情報収集を行うことで、支部の課題を把握した。</li> <li>②情報提供ツールを使用し、影響力が高いと思われる医療機関の現状の分析を実施。</li> </ol>



分野	具体的施策等	実施状況
	<p>することにより、ジェネリック医薬品の使用促進を図る。</p> <p>③新生児がいる世帯に対し、ジェネリック医薬品や適正受診等の医療費適正化に関する情報提供を行うことで親世代の理解を促進する。(再掲)</p> <p>④栃木県薬剤師会等の関係団体と連携し、地域における積極的な啓発活動を実施する。</p> <p>⑤ジェネリック医薬品希望シールやリーフレット等の配布、定例広報等により加入者の理解を促進する。</p> <p>4. インセンティブ制度の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者及び事業主に対し、令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、仕組や意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の『日本再興戦略』改訂2015や「未来投資戦略2017」において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。</p> <p>【具体的取組】</p> <p>①評価指標に対する実績が低い事業所へインセンティブレポートを配布し、加入者や事業主の理解を促進することで、行動変容を促す。</p> <p>②令和3年度に実施したインセンティブ広報実施結果を踏まえ、広報手法等を検討し、インセンティブ広報を実施する。(再掲)</p>	<p>③適正受診の行動を促すため、0歳児がいる家庭に対し医療費（福祉医療助成制度）に関する情報、お薬手帳カバー（アンパンマン「#8000」）を提供した。(1,976件) (再掲)</p> <p>④地域におけるジェネリック医薬品の使用割合や影響度等の分析を実施。</p> <p>⑤新規健康保険委員等へのジェネリック医薬品希望シールの配布及び定例広報への記事掲載等による加入者の理解度促進を図った。</p> <p>4. インセンティブ制度の着実な実施</p> <p>【具体的取組】</p> <p>①事業者健診結果データの提供依頼のために訪問した事業所へインセンティブに関するチラシを配布。(訪問事業所数：14事業所)</p> <p>②加入者及び事業主に対し広くインセンティブ制度の仕組みや意義等の周知をするため、ランディングページを作成し、また、新聞広告、WEB広告を行った。(再掲)</p>

分野	具体的施策等	実施状況													
	<p>5. 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用し効果的な意見を発信する。</li> <li>・地域医療を守る観点から、不要不急に時間外受診や休日受診を控える等の「上手な医療のかかり方」について、加入者や事業主に対して働きかけを実施する。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</p>	<table border="1"> <tr> <td>令和5年2月28日</td> <td>下野・日本経済新聞記事下広告</td> </tr> <tr> <td>令和5年2月1日～ 令和5年3月10日</td> <td>Web 広告 ・表示回数：27,549,798回 ・クリック(LPへ移動)回数：30,539回</td> </tr> </table>	令和5年2月28日	下野・日本経済新聞記事下広告	令和5年2月1日～ 令和5年3月10日	Web 広告 ・表示回数：27,549,798回 ・クリック(LPへ移動)回数：30,539回	<p>5. 地域の医療提供体制等への働きかけ</p> <p>■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を次にとおり実施した</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調整会議名</th> <th>参画状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栃木県県北福祉センター協議会 地域医療構想部会</td> <td>企画総務部長</td> </tr> <tr> <td>県西地域医療構想調整会議</td> <td>企画総務部長</td> </tr> <tr> <td>宇都宮地域医療構想調整会議</td> <td>支部長、健康保険組合</td> </tr> </tbody> </table>	調整会議名	参画状況	栃木県県北福祉センター協議会 地域医療構想部会	企画総務部長	県西地域医療構想調整会議	企画総務部長	宇都宮地域医療構想調整会議	支部長、健康保険組合
令和5年2月28日	下野・日本経済新聞記事下広告														
令和5年2月1日～ 令和5年3月10日	Web 広告 ・表示回数：27,549,798回 ・クリック(LPへ移動)回数：30,539回														
調整会議名	参画状況														
栃木県県北福祉センター協議会 地域医療構想部会	企画総務部長														
県西地域医療構想調整会議	企画総務部長														
宇都宮地域医療構想調整会議	支部長、健康保険組合														

分野	具体的施策等	実施状況									
	<p><b>【具体的取組】</b></p> <p>①協会が保有するレセプトデータ等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のための分析を行う。</p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>連合会</td> </tr> <tr> <td>県東地域医療構想調整会議</td> <td>支部長</td> </tr> <tr> <td>県南地域医療構想調整会議</td> <td>健康保険組合連合会</td> </tr> <tr> <td>両毛地域医療構想調整会議</td> <td>健康保険組合連合会</td> </tr> </table>		連合会	県東地域医療構想調整会議	支部長	県南地域医療構想調整会議	健康保険組合連合会	両毛地域医療構想調整会議	健康保険組合連合会	<p><b>【具体的取組】</b></p> <p>①関係審議会への参画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7月 第1回栃木県医療構想調整会議（支部長）</li> <li>7月 第1回宇都宮地域医療構想調整会議【WEB】（支部長）</li> <li>7月 第1回県西地域医療構想調整会議（企画総務部長）</li> <li>8月 第1回県東地域医療構想調整会議【WEB】（支部長）</li> <li>8月 第1回県北地域医療構想調整会議【書面】（企画総務部長）</li> <li>1月 第2回県北地域医療構想調整会議【書面】（企画総務部長）</li> <li>3月 第2回県東地域医療構想調整会議【WEB】（支部長）</li> </ul> <p>&lt;主な発言&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍で医療提供体制において課題が明らかになるなかで、今後は行政がしっかりとイニシアチブをとり権限も強化した上で、地域の医療提供体制を進めていくべきと考える。役割分担や連携についても県が、あるべき姿、方向性を示しつつ、協議を重ね体制を構築すべきと考える。</li> <li>・保険者協議会の分析事業報告によると、県東及び県北保健医療圏における急性心筋梗塞による主要死因別標準化死亡比が全国平均を大きく超過しているという調査が出ている。また、県が作成した資料によると、圏域を超える入院医療需要の推計では県東及び県北医療圏の全</li> </ul>
	連合会										
県東地域医療構想調整会議	支部長										
県南地域医療構想調整会議	健康保険組合連合会										
両毛地域医療構想調整会議	健康保険組合連合会										

分野	具体的施策等	実施状況
	<p>②定期広報誌（協会けんぽ栃木支部からのお知らせ、社会保険とちぎ、協会けんぽとちぎ）やホームページ、メールマガジン等を活用し、「上手な医療のかかり方」について、周知、広報を実施する。</p> <p>③マスメディアへの情報提供により、各種メディアを通じた広報を実施する。（再掲）</p> <p>④YouTube 広告を活用し、「上手な医療のかかり方」について、幅広い層へ周知し、加入者の医療費適正化における理解を促進する。（再掲）</p> <p>6. 調査研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部が作成した医療費や健診結果等をまとめた基礎情報等を活用し、医療費等の地域差を中心に分析を行うとともに分析結果の情報発信を行う。</li> <li>・医療費適正化等に向けた事業の実施につなげるため、栃木県や他保険者等と連携するとともに、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。</li> </ul> <p>【具体的取組】</p> <p>①本部が作成した医療費や健診結果等をまとめた基礎情報等を活用・分析し、栃木支部の現状評価を行い、課題を抽出・整理の上、栃木支部として、特に取り組む重点施策を検討する。</p> <p>②事業主及び加入者へ、分析結果に基づく医療費適正化に向けた情報発信を行う。</p>	<p>ての病床機能区分で他の二次保健医療圏への流出がみられる。県東及び県北保健医療圏における医療体制の整備にあたっては、このような状況を踏まえ整備を行うべきと考える。</p> <p>②納入告知書同封チラシ7月号及び12月号、社会保険とちぎ6月号、メールマガジン9月号にて「上手な医療のかかり方」に関する記事を掲載し、周知広報を実施。</p> <p>③定期的にマスメディアへのプレスリリース等を実施し、新聞記事の掲載を通じた広報を実施。（4月：インセンティブ、5月：共同研究、9月：とちぎ健康経営事業所認定制度、1月：令和5年度健康保険料率、2月：インセンティブ、3月令和5年度健康保険料率）</p> <p>④上手な医療のかかり方に着目したYouTube 広告「病院時間外受診の抑制」、「子ども医療電話相談周知」、「受診料について」の配信。 累計再生回数：148,681回（視聴率：24.1%）（再掲）</p> <p>6. 調査研究の推進</p> <p>【具体的取組】</p> <p>①②令和2年度の医療費分析を実施し、資料をホームページ上で公開。また、高度な分析を実施するため、外部有識者（国際医療福祉大学）との医療費や健診結果等に関する共同研究を開始した。</p>

分野	具体的施策等	実施状況
	③ 栃木県民の健康意識向上を目的に栃木県や栃木県保険者協議会等と連携し、医療費・健診結果等の分析を実施し、事業主及び加入者へ発信する。	③ 栃木県保険者協議会における医療情報等データ分析事業のため、生活習慣病にかかる医療費データ、特定健診受診率データ、健診質問票の回答集計データを保険者協議会事務局に提供した。生活習慣病及び悪性新生物に係る一人当たり医療費を市町ごとに把握し、保険者協議会総会にて公表した。

分野	具体的施策等	実施状況
Ⅲ. 組織 体制 関係	<p>1. 人事・組織に関する取組</p> <p>(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支部内人事ローテーションを計画的に行い、職員個々の能力を向上させることにより、更なる保険者機能の発揮に向けた組織体制を整える。</li> </ul> <p>(2) 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人事評価制度を適正に運用するため、人事評価要領を職員に再周知し、組織目標を達成するための「個人目標の設定」や職員の役職に応じた「役割定義」等、職員の人事評価制度に関する理解を深める。</li> </ul> <p>(3) OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織基盤の底上げのため、職員の能力・スキルを的確に把握し、階層や経験、職場状況に応じたOJTによる人材育成を行う。また、外部講座等の集合研修を効果的に組み合わせる。</li> <li>・通信講座等により自己啓発を積極的に行う組織風土を醸成する。</li> <li>・職員のデータ分析能力向上のため、統計分析に関する基礎的な知識の習得やパソコンスキルの向上を目的とした研修に積極的に参加する。</li> </ul>	<p>1. 人事・組織に関する取組</p> <p>(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支部間異動を踏まえ、支部内についても職員の能力向上のため、計画的に人事ローテーションを実施した。</li> </ul> <p>(2) 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人事評価制度により目標の設定・管理を行い、人事評価制度の「透明性」「公平性」「納得性」を高めるため、管理者（評価者）と職員との十分なコミュニケーションを図った。</li> </ul> <p>(3) OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新入職員（2名）のOJT研修を実施。</li> <li>・「業務習得項目表」や「能力把握チェックシート」などの活用により職員の能力を見える化し効果的にOJTを実施した。</li> <li>・研修計画に基づき支部内研修を実施し、情報の共有、職員のスキルアップを行った。</li> </ul> <p>&lt;必須研修&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護研修、コンプライアンス研修（5月）</li> <li>情報セキュリティ研修（10～11月）</li> <li>メンタルヘルス研修（2月）</li> <li>ビジネススキル研修（2月）</li> <li>ハラスメント防止研修（3月）</li> </ul> <p>&lt;支部独自研修&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニケーション研修（3月）</li> </ul>

分野	具体的施策等	実施状況
	<p>2. 内部統制に関する取組</p> <p>(1) 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部統制基本方針に則り、効率的な業務運営及び事故等が発生しない仕組みの構築に取り組む。</li> </ul> <p>(2) リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員のリスクに対する意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、各種リスクを想定した訓練を実施する。</li> <li>・個人情報保護について、情報セキュリティ教育、情報セキュリティ対策の自己点検を確実に実施し、職員の保有個人情報の取り扱いに関する理解の深化、意識の高揚を図る。</li> <li>・事件又は事故発生時における危機管理、災害に備えたリスク管理について、危機管理マニュアルに沿った対応、報告を徹底する。</li> </ul> <p>(3) コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点目標、活動内容等、活動の指針となる年間活動計画を策定し、進捗確認のための委員会を定期的に開催する。</li> <li>・コンプライアンス事案が発生した場合には委員会を速やかに開催し、委員会における決定事項を確実に職員に周知する。</li> <li>・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。</li> <li>・法令遵守を組織に浸透させ、不正が発生しない組織づくりのため、自主</li> </ul>	<p>2. 内部統制に関する取組</p> <p>(1) 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス委員会、個人情報保護管理委員会及び経営会議の意見を踏まえ、事務処理誤り発生防止策を策定し具体的な取り組みの遵守を徹底した。また、8月、10月、2月の事務処理誤りゼロ期間にはポスターの掲示、端末画面での注意喚起を行った。</li> <li>・新型コロナウイルスの感染疑い等が発生した場合には、速やかに支部内での情報共有、本部報告を行った。</li> </ul> <p>(2) リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティ自己点検結果で遵守が徹底されていない項目についてチェックシートによる再点検を実施した。（6月、9月）</li> <li>・個人情報保護研修（5月） 内容：個人情報の適切な取扱い等について研修を行った。</li> <li>・新型コロナウイルスに関する緊急連絡体制、自然災害発生時の安否確認体制を確認するため、全職員に対しシステムによる模擬訓練を実施した。（9月、3月）</li> </ul> <p>(3) コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス研修（5月） 内容：法令違反通報制度等について研修を行った。</li> <li>・コンプライアンス委員会の開催（6回） 内容：事務処理誤り発生防止策、強化月間の取り組み、自主点検の実施結果を踏まえた対応などについて協議し、決定事項は支部掲示板や朝礼などを通して職員に周知した。</li> </ul>

分野	具体的施策等	実施状況
	<p>点検について点検方法を順守した点検を確実に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が安心して相談できるよう、ハラスメントに関する相談体制について、周知・浸透を図り、より働きやすい職場環境づくりに取り組む。</li> </ul> <p>3. 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。</li> <li>・入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</li> <li>・一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。</li> <li>・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。</li> <li>・消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等により経費削減に努める。</li> </ul> <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする</p>	<p>3. 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合：0% （一般競争入札案件 8 件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・数多くの業者が参加するよう積極的に声掛けを行い、一般競争入札により、競争原理を働かせ、調達にかかる経費をより安価な価格で調達を行った。</li> <li>・消耗品管理簿により適切な在庫管理を行った。また消耗品は Web 発注を徹底した。</li> <li>・調達審査委員会を計画的に開催し適切な調達を行った。</li> <li>・調達結果は漏れなくホームページにおいて公表した。</li> </ul>



## 令和 4 年度 保険者機能強化予算の執行状況

## 1. 医療費適正化等予算の執行実績

分野	主な取組	予算額(円)	執行額(円)	執行率
医療費適正化対策		2,060,000	1,433,058	69.6%
	0歳児加入者を主とした医療費適正化のための情報提供	1,390,000	1,330,758	95.7%
	医療機関等を通じた患者へのジェネリック医薬品情報提供	670,000	102,300	15.3%
広報・意見発信		10,964,000	8,223,675	75.0%
	紙媒体による広報	2,934,000	2,001,991	68.2%
	各種メディアを活用したインセンティブ広報	4,500,000	4,500,000	100.0%
	YouTube広告を活用した「上手な医療のかかり方」の広報	550,000	286,000	52.0%
	小学生を対象とした医療費適正化等の情報提供(動画・冊子等の制作)	2,167,000	979,000	45.2%
	新規適用、新規加入者に対する協会けんぽ事業内容等の情報提供	813,000	456,684	56.2%
総計		13,024,000	9,656,733	74.1%

## 2. 保健事業予算の執行実績

分野	主な取組	予算額(円)	執行額(円)	執行率
健診経費		31,601,000	23,854,824	75.5%
	事業者健診結果データ取得事業	8,969,000	8,615,409	96.1%
	被扶養者の健診未受診者を対象にしたオプション健診の実施等	15,016,000	9,708,438	64.7%
	生活習慣病予防健診	2,780,000	1,592,206	57.3%
	被保険者および被扶養者への受診勧奨等	4,836,000	3,938,771	81.4%
保健指導経費・重症化予防事業経費(その他の経費含む)		14,960,000	10,248,371	68.5%
	特定保健指導	3,226,000	930,487	28.8%
	未治療者受診勧奨・重症化予防対策	11,734,000	9,317,884	79.4%
コラボヘルス事業経費		7,711,000	6,628,187	86.0%
	健康経営の推進	6,726,000	5,719,943	85.0%
	事業所の健康度見える化ツールの提供	985,000	908,244	92.2%
総計		54,272,000	40,731,382	75.1%